

○江戸川区立公園条例

昭和三十二年十二月二十五日条例第十六号

〔注〕昭和五六年から改正経過を注記した。

改正

昭和三五年一二月条例第一五号
昭和三八年一二月条例第二六号
昭和四一年 三月条例第二号
昭和四一年 六月条例第一三号
昭和四三年 三月条例第七号
昭和四三年 四月条例第一四号
昭和四三年 六月条例第一九号
昭和四三年一二月条例第三六号
昭和四四年 三月条例第一三号
昭和四四年 六月条例第一九号
昭和四五年 六月条例第二四号
昭和四六年 三月条例第七号
昭和四七年 三月条例第一一号
昭和四七年一一月条例第三八号
昭和四八年一二月条例第三四号
昭和四九年 四月条例第二二号
昭和四九年 六月条例第四三号
昭和五〇年 三月条例第三三号
昭和五一年 三月条例第一七号
昭和五一年一〇月条例第四三号
昭和五二年 四月条例第二〇号
昭和五二年 六月条例第三一号
昭和五四年 三月条例第一九号
昭和五五年 四月条例第二九号
昭和五六六年一〇月条例第四一号
昭和五八年 三月条例第二二号

昭和六一年 三月条例第二二号
昭和六三年一二月条例第三二号
平成 元年 三月条例第三〇号
平成 元年 三月条例第三四号
平成 四年 三月条例第二一号
平成 五年 三月条例第一六号
平成 五年 六月条例第二七号
平成 八年 三月条例第一四号
平成一〇年 三月条例第一五号
平成一二年一二月条例第七七号
平成一三年 三月条例第三六号
平成一六年 三月条例第一五号
平成一七年 三月条例第二〇号
平成一七年 六月条例第四九号
平成一九年 三月条例第二二号
平成一九年 六月条例第三四号
平成二二年 三月三一日条例第八号
平成二二年一二月一五日条例第三〇号
平成二四年一二月二〇日条例第六二号
平成二五年 三月二九日条例第二〇号
平成二六年 三月二〇日条例第三三号
平成二六年一二月一九日条例第七〇号
平成二八年 三月二五日条例第二九号
平成二九年一〇月三〇日条例第二九号
平成三〇年 三月二八日条例第二七号
平成三〇年一〇月三〇日条例第四五号
平成三一年 三月二九日条例第七号
令和 二年一〇月三〇日条例第四二号
令和 三年一一月 五日条例第三九号
令和 四年 三月三〇日条例第一五号

令和 五年 三月三〇日条例第一七号

令和 六年一二月一六日条例第四三号

令和 七年 三月二八日条例第二七号

江戸川区立公園条例

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第一章の二 公園の設置目標及び公園施設の設置基準（第二条の二—第二条の二の四）

第一章の三 区以外の者の公園施設の設置等（第二条の三—第二条の五）

第二章 公園の占用及び施設の利用（第三条—第六条の四）

第三章 公園の管理（第七条—第八条の三）

第三章の二 工作物等の保管の手続等（第八条の四—第八条の八）

第四章 雜則（第九条—第十三条の五）

第五章 罰則（第十四条—第十六条）

第六章 委任（第十七条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項等を定め、公園の健全な発達及び利用の適正化を図るとともに、公園を誰もが笑顔になれる「みんなのこうえん」として地域とともに育み、江戸川区（以下「区」という。）が目指す共生社会の実現に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例二〇号・二八年二九号・三一年七号・令和三年三九号・四年一五号・六年四三号〕

(定義)

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公園 江戸川区立の法第二条第一項に規定する都市公園をいう。

二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。

三 指定管理者 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者をいう。

四 利用料金 地方自治法第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。

追加〔令和三年条例三九号〕

(公園の設置、変更及び廃止)

第二条 区長は、公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。

2 区長は、公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するに際しては、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示する。

一部改正〔平成二八年条例二九号・三一年七号・令和三年三九号・六年四三号〕

第一章の二 公園の設置目標及び公園施設の設置基準

追加〔平成二四年条例六二号〕

(住民一人当たりの公園の敷地面積の目標)

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準のうち、公園の住民一人当たりの敷地面積の目標は、五平方メートル以上とする。

追加〔平成二四年条例六二号〕、一部改正〔令和六年条例四三号〕

(公園の配置及び規模の目標)

第二条の二の二 公園を設置する場合においては、法第三条第一項の規定によりそれぞれの公園の特質に応じて分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定める。

一 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、及びその敷地面積は、〇・二五ヘクタールを目標として定める。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、及びその敷地面積は、二ヘクタールを目標として定める。

三 主として江戸川区内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び区の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、江戸川区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、及びそれぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようその敷地面積を定める。

2 主として休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園等（前項各号に掲げる公園以外の公園をいう。）を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。

追加〔平成二四年条例六二号〕、一部改正〔令和三年条例三九号〕

（公園施設の設置基準）

第二条の二の三 法第四条第一項の条例で定める割合（一の公園に公園施設（区以外の者が設置するものを含む。次条において同じ。）として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合をいう。）は、百分の二とする。

2 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）第八条第一項の条例で定める割合（一の公園に設ける運動施設（区以外の者が設置するものを含む。）の敷地面積の総計の公園の敷地面積に対する割合をいう。）は、百分の五十とする。

追加〔平成二四年条例六二号〕、一部改正〔平成二九年条例二九号〕

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第二条の二の四 動物園を設ける場合その他令第六条第一項で定める特別の場合において、法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は次のとおりとする。

一 令第六条第一項第一号に掲げる建築物（休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設をいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

二 令第六条第一項第二号に掲げる建築物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により指定され、又は登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物、景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により指定された建築物及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により指定された建築物をいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の二十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

三 令第六条第一項第三号に掲げる建築物（屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものをいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

四 令第六条第一項第四号に掲げる建築物（仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨

時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。) をいう。) に限り、当該公園の敷地面積の百分の二を限度として、前条又は前三号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）に基づき設ける法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設である建築物（前項各号に規定する建築物を除く。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

追加〔平成二四年条例六二号〕、一部改正〔平成二九年条例二九号・三一年七号・令和六年四三号〕

第一章の三 区以外の者の公園施設の設置等

追加〔平成二四年条例六二号〕

(許可申請書の記載事項)

第二条の三 法第五条第一項で規定する条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

一 公園施設の設置の許可申請書

- (一) 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目
- (二) 公園施設の種類及び数量
- (三) 公園施設の設置目的
- (四) 公園施設の設置期間
- (五) 公園施設の設置場所
- (六) 公園施設の管理組織
- (七) 公園施設の管理規則及び経理計画
- (八) 公園施設の構造及び規模
- (九) 公園施設の設置工事の期間
- (十) 公園施設の設置工事費の調達計画
- (十一) その他区長が指示する事項

二 公園施設の管理の許可申請書

- (一) 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目
- (二) 公園施設の所在、種類及び数量
- (三) 公園施設の管理目的

- (四) 公園施設の管理期間
- (五) 公園施設の管理組織
- (六) 公園施設の管理規則及び経理計画
- (七) その他区長が指示する事項

三 許可を受けた事項の変更の許可申請書

- (一) 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目
- (二) 変更する事項
- (三) 変更する理由
- (四) その他区長が指示する事項

一部改正〔平成一七年条例二〇号・令和六年四三号〕

(土地の使用料)

第二条の四 公園施設を設置し、又は管理する者からは、その使用する土地について、別表一に定める使用料を徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、公募により自動販売機の設置又は管理の許可を受ける者を決定した場合における当該者から徴収する土地の使用料は、当該者が公募による選定に際して提示した応募価格とする。

3 第一項の規定にかかわらず、認定公募設置等計画に基づき法第五条第一項の許可を受ける者を決定した場合における当該者から徴収する土地の使用料は、認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が別表一に規定する額を下回る場合にあっては、同表に規定する額）とする。

一部改正〔平成元年条例三〇号・二八年二九号・三一年七号・令和三年三九号・六年四三号〕

(公園施設の設置又は管理の休止又は廃止)

第二条の五 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止し、又は廃止しようとするときは、その十日前までに、理由を付して区長に届け出て、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年条例二〇号・令和六年四三号〕

第二章 公園の占用及び施設の利用

(許可申請書の記載事項)

第三条 法第六条第二項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業
- 二 工作物その他の物件又は施設（以下この条から第五条まで、第十三条の三及び第十三条の四

において「物件」という。) の種類及び数量

三 物件の管理の方法

四 物件の設置工事の方法

五 公園の復旧方法

六 その他区長が指示する事項

一部改正〔令和六年条例四三号〕

(軽易な変更事項)

第四条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、公園の風致に影響を与えない、同条第一項の規定による許可を受けた物件（以下「占用物件」という。）の軽微な改装等で、次のとおりとする。

一 占用物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装

二 占用物件の構造を変えない修繕

三 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替

一部改正〔令和六年条例四三号〕

(物件を設けない占用)

第五条 物件を設けないで公園を占用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出して、許可を受けなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業

二 占用の目的

三 占用の期間

四 占用の場所

五 占用の面積

六 その他区長が指示する事項

2 区長は、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可を与えることができる。

3 区長は、前項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(占用料)

第六条 公園を占用する者からは、別表二に定める占用料を徴収する。

一部改正〔平成元年条例三〇号〕

(公園施設の設置等)

第六条の二 公園施設（別に条例で定める公園施設を除き、使用料又は利用料金を伴う公園施設に限る。次項、次条、第六条の四及び第十三条の三において同じ。）を別表三のとおり設置する。

2 公園施設の利用時間及び休業日は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

3 第一項に規定する別に条例で定める公園施設の名称及び位置は当該条例及び規則に、管理運営について必要な事項は当該条例に定めるところによる。

一部改正〔平成元年条例三〇号・二四年六二号・二八年二九号・令和三年三九号・四年一五号・六年四三号〕

（公園施設の利用）

第六条の三 公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成二二年条例八号・二四年六二号・二八年二九号・令和六年四三号〕
(使用料)

第六条の四 公園施設を利用する場合の使用料は、別表四のとおりとする。ただし、別表四の（五）に規定する使用料については、区長は、同表に規定する額の範囲内において、回数券使用料を定めることができる。

2 公園施設の付帯設備及び備付器具の使用料は、規則の定めるところによる。

一部改正〔平成元年条例三〇号・三四号・五年一六号・一三年三六号・一七年二〇号・二二年八号・二八年二九号・三〇年二七号・令和五年一七号・六年四三号〕

第三章 公園の管理

（行為の制限）

第七条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第五条又は法第五条第一項若しくは法第六条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 公園の原状を変更し、又は用途外に使用すること。
- 二 植物を採集し、又は損傷すること。
- 三 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 四 広告宣伝をすること。
- 五 指定した場所以外の場所へ車馬等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 六 立入禁止区域内に立ち入ること。
- 七 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。

- 八 公園内の土地又は物件を損傷し、又は汚損すること。
 - 九 指定した場所以外の場所でたき火をすること。
 - 十 その他公園の管理に支障がある行為で区長の指示すること。
- 一部改正〔平成二二年条例八号・二五年二〇号・三〇年二七号・令和六年四三号・七年二七号〕
- (利用の制限)

第八条 区長は、公園の管理のため必要があると認めるときは、公園の利用を制限し、又は禁止することができる。

一部改正〔平成二二年条例八号〕

第八条の二 削除

削除〔平成一七年条例四九号〕
(監督処分)

第八条の三 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園を原状に回復すること若しくは公園から退去することを命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

追加〔平成一七年条例二〇号〕

第三章の二 工作物等の保管の手続等

追加〔平成一七年条例二〇号〕

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第八条の四 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称
又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時

三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

追加〔平成一七年条例二〇号〕、一部改正〔令和六年条例四三号〕

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第八条の五 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならぬい。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。

二 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第八条の八において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報紙等に掲載すること。

2 区長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

追加〔平成一七年条例二〇号〕、一部改正〔平成二二年条例八号〕

(工作物等の価額の評価の方法)

第八条の六 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、区長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

追加〔平成一七年条例二〇号〕

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第八条の七 区長は、法第二十七条第六項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

追加〔平成一七年条例二〇号〕

(工作物等を返還する場合の手続)

第八条の八 区長は、保管した工作物等（法第二十七条第六項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還する

ときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

追加〔平成一七年条例二〇号〕、一部改正〔令和六年条例四三号〕

第四章 雜則

(権利の譲渡禁止等)

第九条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

一部改正〔平成一九年条例二二号・二二年八号・二五年二〇号・三〇年二七号・令和六年四三号〕

(占使用料の徴収方法)

第十条 占用料又は使用料（以下「占使用料」という。）は、この条例による許可又は利用の承認の際に徴収する。公園の占用の期間が一年を超える場合は、毎年初めの許可の日付を基準にしてその年度分について徴収する。

2 前項により難い場合は、隨時に徴収する。

3 前二項の規定にかかわらず、第二条の四第二項及び第三項の規定による使用料の徴収方法については、別に定める。

一部改正〔平成二二年条例八号・二八年二九号・三一年七号・令和六年四三号〕

(占使用料の不還付)

第十一條 既納の占使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成二二年条例八号〕

(占使用料の免除)

第十二条 区長は、相当の理由があると認めるときは、占使用料の一部又は全部を免除することができる。

2 占使用料の免除について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和七年条例二七号〕

(届出)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 一 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者が、公園の占用に関する工事を完了したとき。
- 二 前号に掲げる者が、公園の占用を廃止したとき。
- 三 第一号に掲げる者が、法第十条第一項の規定により公園を原状に回復したとき。
- 四 第八条の三の規定により、同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。

一部改正〔平成一七年条例二〇号・令和六年四三号〕

(公園の管理)

第十三条の二 公園の管理は、指定管理者に行わせることができる。

追加〔令和三年条例三九号〕

(指定管理者が行う業務)

第十三条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
 - 二 物件を設けない占用の許可に係る業務に関すること。
 - 三 公園施設の利用の承認、利用の取消しその他の公園の運営に関すること。
 - 四 法第六条第一項及び第三項並びに法第八条に規定する占用の許可に係る業務に関すること。
- ただし、法第七条第一項第六号に規定する仮設工作物の定型的な占用の許可に限る。
- 五 その他区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔令和三年条例三九号〕、一部改正〔令和六年条例四三号・七年二七号〕

(利用料金等)

第十三条の四 区長は、指定管理者が管理する公園において利用料金を当該指定管理者にその収入として收受させるものとする。

2 第十三条の二の規定により前条各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、第五条、第六条、第六条の三、第六条の四、第八条、第十条から第十二条まで及び別表四の規定の適用については、第五条第一項各号列記以外の部分並びに同条第二項及び第三項、第六条の三、第六条の四第一項ただし書、第八条、第十一条ただし書並びに第十二条第一項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第六条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「公園」とあるのは「物件を設けない公園」と、「占用料を」とあるのは「額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金として」と、第六条の四（見出しを含む。）及び別表四中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第一項中「のとおり」とあるのは「に定める額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額」と、同項ただし書中

「回数券使用料」とあるのは「あらかじめ区長の承認を得て回数券利用料金」と、第十条の見出し、第十二条（見出しを含む。）及び第十三条（見出しを含む。）中「占使用料」とあるのは「利用料金」と、第十条第一項中「占用料又は使用料（以下「占使用料」という。）」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

追加〔令和三年条例三九号〕、一部改正〔令和六年条例四三号・七年二七号〕
(指定管理者の指定等)

第十三条の五 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公園の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔令和三年条例三九号〕

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。

- 一 第七条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - 二 第八条の三の規定による区長の命令に違反した者
- 2 法第五条の十一の規定により区長に代わってその権限を行う者は、前項の規定の適用については、区長とみなす。

一部改正〔平成一六年条例一五号・一七年二〇号・二九年二九号・令和六年四三号〕

第十五条 区長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

一部改正〔平成一七年条例二〇号・二二年八号〕

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

一部改正〔平成一七年条例二〇号・二四年六二号〕

第六章 委任

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成一七年条例二〇号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十三年一月一日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 東京都江戸川区立公園条例（昭和二十五年十二月江戸川区条例第九号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現に設置されている公園等は、この条例によって設置されたものとみなす。

一部改正〔平成一六年条例一五号〕

付 則（中間省略）

付 則（平成一三年三月二七日条例第三六号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第六条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の江戸川区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

付 則（平成一六年三月二五日条例第一五号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものとの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則（平成一七年三月二五日条例第二〇号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表四（三）の表の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一九年三月二〇日条例第二二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表三の改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（平成十九年五月規則第五十一号で、同十九年七月一日から施行）

- 2 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものとの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則 (平成一九年六月二九日条例第三四号)

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

付 則 (平成二二年三月三一日条例第八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表三の改正規定（なぎさ公園野球広場及びなぎさ公園スポーツ広場の改正規定を除く。）

及び別表四（三）の表の次に一表を加える改正規定 平成二十二年七月一日

二 第十五条の改正規定 平成二十三年一月一日

(事前準備)

- 2 総合レクリエーション公園富士公園バーベキュー場、新左近川親水公園デイキャンプ場及び小松川千本桜バーベキュー場の利用申請その他利用のための必要な準備は、前項第一号に規定する日前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものとの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則 (平成二二年一二月一五日条例第三〇号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十三条の次に三条を加える改正規定（第十三条の四に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二四年一二月二〇日条例第六二号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成二五年三月二九日条例第二〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるもの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則 (平成二六年三月二〇日条例第三三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表四の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成二六年一二月一九日条例第七〇号)

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。（平成二十七年三月規則第四号で、同二十七年三月十四日から施行）

付 則 (平成二八年三月二五日条例第二九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第六条の二及び別表三の改正規定（同表（一）の表中総合レクリエーション公園の項及び新左近川親水公園の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二九年一〇月三〇日条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成三〇年三月二八日条例第二七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条ただし書及び第九条の改正規定並びに別表三（二）の表平井公園の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成三〇年一〇月三〇日条例第四五号)

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。（平成三十一年三月規則第六十号で、同三

十一年四月一日から施行)

付 則 (平成三一年三月二九日条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表二の改正規定及び次項の規定 平成三十一年四月一日

二 別表四 (一)、(二) 及び四の表の改正規定並びに付則第三項の規定 平成三十一年十月一日

三 別表三(二)の表新左近川親水公園の項の改正規定 江戸川区規則で定める日 (平成三十一年三月規則第六十二号で、同三十一年六月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表二の規定は、平成三十一年四月一日以後に許可を受けた占用及び同日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が同日以後にわたるもの同日以後の期間に係る占用について適用する。

3 この条例による改正後の別表四の規定は、平成三十一年十月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (令和二年一〇月三〇日条例第四二号)

この条例は、令和二年十一月二日から施行する。 (後略)

付 則 (令和三年一一月五日条例第三九号)

(施行期日)

1 この条例は、江戸川区規則で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、次の規定は、公布の日から施行する。 (令和四年一月規則第四号で、同四年四月一日から施行) (準備行為)

2 指定管理者 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長が指定する者をいう。) の指定その他指定のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (令和四年三月三〇日条例第一五号)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものとの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則 (令和五年三月三〇日条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(江戸川区体育施設条例の一部改正)

- 2 江戸川区体育施設条例(昭和三十一年六月江戸川区条例第四号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

付 則 (令和六年一二月一六日条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和七年三月二八日条例第二七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものとの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

別表一 (第二条の四関係)

種別	単位	金額
土地	一平方メートルにつき一月	二一二円

全部改正〔平成元年条例三〇号〕、一部改正〔平成二五年条例二〇号〕

別表二 (第六条関係)

種別	単位	金額
電柱 本柱、支柱又は支線	一本につき 一月	一、九三三円
標識	一本につき 一月	一、一四五円
水道管、下外径四十センチメートル未満の 水道管及 もの	一メートルにつき 一月	一七一円

びガス管	外径四十センチメートル以上一 メートル未満のもの	一メートルにつき	一月	四二九円	
	外径一メートル以上のもの	一メートルにつき	一月	八五九円	
電線	架空線	一メートルにつき	一月	一四三円	
	埋設管	外径四十センチメー トル未満のもの	一メートルにつき	一月	一七一円
		外径四十センチメー トル以上一メートル 未満のもの	一メートルにつき	一月	四二九円
		外径一メートル以上 のもの	一メートルにつき	一月	八五九円
鉄塔		一平方メートルにつき	一月	一、四三二円	
変圧塔及びマンホールの類		一箇所につき	一月	一、四三二円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		一箇所につき	一月	五七二円	
公衆電話所		一箇所につき	一月	一、四三二円	
地下の占用物件	地上露出部分	一平方メートルにつき	一月	一、二四五円	
	地下部分	一平方メートルにつき	一月	四二九円	
高架の占用物件		一平方メートルにつき	一月	七一六円	
天体、気象又は土地の観測施設		一平方メートルにつき	一月	一、四二〇円	
写真撮影のための常時占用		撮影機一台につき	一月	一一、二八〇円	
写真撮影のための臨時的な占用		一時間		一、九九七円	
ロケーション		一時間		一七、六二五円	
移動販売（飲食物の販売に限る。）のため の占用		車両一台につき	一日	四、二三〇円	
その他の占用	競技会又は集会	一平方メートルにつき	一日	四七円	
	前記以外の場合	一平方メートルにつき	一日	四七円	

備考

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

三 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

四 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。

追加〔平成元年条例三〇号〕、一部改正〔平成四年条例二一号・八年一四号・一〇年一五号・一三年三六号・一六年一五号・一九年二二号・二二年八号・二五年二〇号・二八年二九号・三〇年二七号・三一年七号・令和三年三九号・四年一五号・六年四三号・七年二七号〕

別表三（第六条の二関係）

	名称	位置
行船公園源心庵	和室（花の間・鳥の間・風の間・月の間）	江戸川区北葛西三丁目二番一号
	洋室（雪の間）	
小岩公園甲和亭	和室（桂・楓）	江戸川区北小岩六丁目四三番一号
総合レクリエーション公園	なぎさ公園野球場	江戸川区南葛西七丁目三番一号
	なぎさ公園運動場	
	なぎさ公園北駐車場	
	なぎさ公園東駐車場	
	虹の広場駐車場	江戸川区西葛西七丁目二番一号
	フラワーガーデン駐車場	江戸川区南葛西四丁目九番一号
	富士公園バーベキュー場	江戸川区南葛西六丁目二三番一号
	富士公園駐車場	
	葛西防災公園西葛西テニスコート	江戸川区西葛西八丁目一七番一号
	葛西防災公園駐車場	
	パノラマシャトル	江戸川区南葛西四丁目九番一号から南葛西七丁目三番一号まで
新左近川親水公園	新左近橋下駐車場	江戸川区臨海町二丁目地先
	新左近川親水公園駐車場	江戸川区臨海町三丁目地先
小松川千本桜	小松川千本桜バーベキュー場	江戸川区小松川一丁目地先
東部交通公園	東部交通公園駐車場	江戸川区江戸川二丁目二八番一号

全部改正〔平成二八年条例二九号〕、一部改正〔平成三〇年条例二七号・四五号・三一年七

号・令和二年四二号・四年一五号・五年一七号・六年四三号】

別表四（第六条の四、第十三条の四関係）

(一)

名称	利用時間帯	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
		午前九時～正午	午後一時～午後四時	午後六時～午後九時	午前九時～午後九時
行船公園 源心庵	和室（花の間）	一、五七〇円	一、八八〇円	二、二〇〇円	五、六五〇円
	和室（鳥の間）	九五〇円	一、二五〇円	一、五七〇円	三、七七〇円
	和室（風の間）	六三〇円	九五〇円	一、二五〇円	二、八三〇円
	和室（月の間）	一、二五〇円	一、五七〇円	一、八八〇円	四、七〇〇円
	洋室（雪の間）	一、二五〇円	一、五七〇円	一、八八〇円	四、七〇〇円
小岩公園	和室（桂）	七八〇円	七八〇円	七八〇円	二、三四〇円
	和室（楓）	六三〇円	六三〇円	六三〇円	一、八九〇円

(二)

名称	利用者の区分	単位	使用料	
総合レクリエーション公園	なぎさ公園野球場及びなぎさ公園運動場	一般 高校生以上	一面 一時間	一、五七〇円
		中学生以下		無料
	葛西防災公園西葛西テニスコート	一般 高校生以上	一面 一時間	四二〇円
		中学生以下		無料

備考 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額を増徴する。

(三)

種別	単位	使用料		
駐車場	一時間	小型・普通車	最初の一時間 以後	二〇〇円 一〇〇円
		大型車	最初の一時間 以後	六〇〇円 三〇〇円

備考 小型・普通車の利用に限り、十二時間までの使用料の上限を一、〇〇〇円とする。

(四)

名称	単位		使用料
総合レクリエーション公園富士公園バーベキュー場	一区画	一回	二、一〇〇円
小松川千本桜バーベキュー場			

(五)

名称	単位	利用者の区分	使用料
総合レクリエーション公園パノラマシャトル	一回	三歳未満	無料
		三歳以上小学生以下	一〇〇円
		中学生以上六十五歳未満	二〇〇円
		六十五歳以上	一〇〇円
	一日	三歳未満	無料
		三歳以上小学生以下	一五〇円
		中学生以上六十五歳未満	二五〇円
		六十五歳以上	一五〇円

全部改正〔平成二六年条例三三号〕、一部改正〔平成二八年条例二九号・三〇年二七号・三年一七号・令和五年一七号・六年四三号〕